

都市再生制度に関する基本的な枠組み（都市再生特別措置法関連）

都市再生本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、地方創生担当大臣、国土交通大臣

本部員：本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

都市再生に取り組む基本的考え方〔H30.4.26本部決定〕

都市再生基本方針〔閣議決定〕
・都市は国力の源泉
・選択と集中

都市再生緊急整備地域55地域（政令で指定）

重点化

都市の国際競争力の強化

特定都市再生緊急整備地域13地域（政令で指定）

地域整備方針〔都市再生本部決定〕

都市再生緊急整備協議会〔官民で組織〕（19地域）

都市計画等の特例

都市再生特別地区
〔都市計画決定〕

容積緩和、道路上空建築

都市計画提案制度

都市再生事業に係る
認可等の迅速化

民間都市再生
事業計画
〔国土交通
大臣認定〕

税制特例

金融支援

整備計画

〔特定地域
のみ〕

予算支援

都市再生
安全確保
計画

予算支援